

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立小金井工科高等学校定時制課程（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として、文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

## 第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第7 主任教諭等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

- 1 主任教諭  
生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 2 主任養護教諭  
生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

## 第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

## 第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

### 1 部

定時制課程に、教務部、生活指導部、進路指導部を置く。

- (1) 教務部は、教育課程の編成及び実施、教科書・教材の取扱い等、教務に関すること、及び図書視聴覚等に関する利用、指導計画立案、実施に関することを所管する。
- (2) 生活指導部は、生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備、生活指導に関すること及び保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理等、保健に関することを所管する。
- (3) 進路指導部は、進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等、進路指導に関することを所管する。

### 2 学年

定時制に、第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年を置く。

### 3 学科

定時制に、機械科、電気科及び電子科を置く。

### 4 教科

国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科及び工業科を置く。

### 5 企画調整会議

### 6 職員会議

### 7 委員会等

定時制に、教育課程委員会、校内研修委員会、パソコン委員会、募集対策委員会、施設検討委員会、学校評価検討委員会、アレルギー対応委員会、特別支援委員会、学校保健委員会、給食委員会、学校いじめ対策委員会を置く。その他入学選抜委員会、教科書選定委員会、安全衛生委員会を置く。

各委員会の設置目的は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程委員会は、教育課程・成績評価・卒業進級規程・授業時程等の検討を目的とする。
- (2) パソコン委員会は、パソコン室の管理及びパソコンを校内で利用する諸問題を検討すること、及び本校ホームページの管理、更新等を行うことを目的とする。
- (3) 募集対策委員会は、本校の学校PRと生徒募集のための方策に関する企画検討を目的とする。
- (4) 施設検討委員会は、施設設備に関する課題解決を目的とする。
- (5) 学校評価検討委員会は、本校の学校経営に関する外部評価、内部評価に関する検討及び立案・実施を目的とする。
- (6) 特別支援委員会は、本校生徒に対する特別支援教育の実施及び教員の特別支援教育に対する理解浸透を目的とする。
- (7) 学校保健委員会は、生徒の健康づくりのために組織的取組みを目的とする。
- (8) 給食委員会は、生徒の給食についての運営方法等について検討することを目的とする。
- (9) 学校いじめ対策委員会は、本校校内におけるいじめの根絶及びいじめ総合対策の実施にかかる諸方策の遂行を目的とする。

その他設置の委員会は、次のことを行う。別途規程を設ける。

- (1) 入学選抜委員会は、入学者選抜に関する業務を所掌する。選考委員会を兼ねる。
- (2) 教科書選定委員会は、本校の次年度使用教科書の選定に関する業務を所掌する。
- (3) 安全衛生委員会は、本校教職員の安全衛生、職場環境の整備に関する業務を所掌

する。

8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会については第13で定める。

9 防災教育推進委員会

外部委員と内部委員により防災教育推進委員会を置く。防災教育推進委員会については別途規程を設ける。

10 学校サポートチーム

外部委員と内部委員により学校サポートチームを置く。本校におけるいじめ総合対策の実施の支援を目的とする。

11 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については、生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

12 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

13 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

### 庶務

- (1) 職員の人事、給与及び旅費並びに福利厚生に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 公文書の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 学籍に関すること。
- (5) 学校の環境の整備（契約に関することを除く。）に関すること。
- (6) その他、他の係に属さないこと。

### 経理

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 使用料及び手数料に関すること。
- (3) 物品の購入、工事の請負その他契約に関すること。
- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) 施設、設備その他財産の維持管理に関すること。
- (6) 給食に関すること。
- (7) その他、経理に関すること。

## 第11 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、各学科主任及び経営企画室各係長とする。ただし、校長が必要と認める場合には、委員会の代表者及び担当者を出席させることができる。

### 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

- 4 開催  
定例会は、原則としては隔週に開催する。
- 5 招集  
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第12 職員会議

- 1 目的  
職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
  - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
  - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
  - (3) 校長が、所属職員等相互の連絡を図ること。
- 2 構成員  
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加  
校長が必要と認めるときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催  
定例会は、原則として、月に2回開催する。
- 5 招集  
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会  
校長が選任する。
- 7 記録  
校長が予め記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
  - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
  - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第13 学校運営連絡協議会

- 1 目的  
学校運営連絡協議会は、学校運営や教育内容について、保護者や地域住民の意向を的確に把握し反映するとともに、学校自らが学校に関する情報を積極的に発信していくため、学校運営に保護者や地域住民の意見や希望を反映するための意見交換を行う場を設けるとともに、学校評価を行うなどして、地域全体からの校長への支援体制をつくる。
- 2 構成員
  - (1) 本校教職員以外の委員（以下「協議委員」という。）及び本校教職員の中から選任された委員（以下「内部委員」という。）とする。
  - (2) 協議委員は、学校の課程、学科、学級規模、地域の実態等に応じ、次の中から校長が

委嘱する。

ア 地域の有識者、学校、関係機関及び施設の職員

イ 保護者

ウ その他校長が必要とする者

(3) 内部委員は、校長、副校長、経営企画課（室）長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任とする。

3 開催

原則として学期ごとに、年3回開催する。

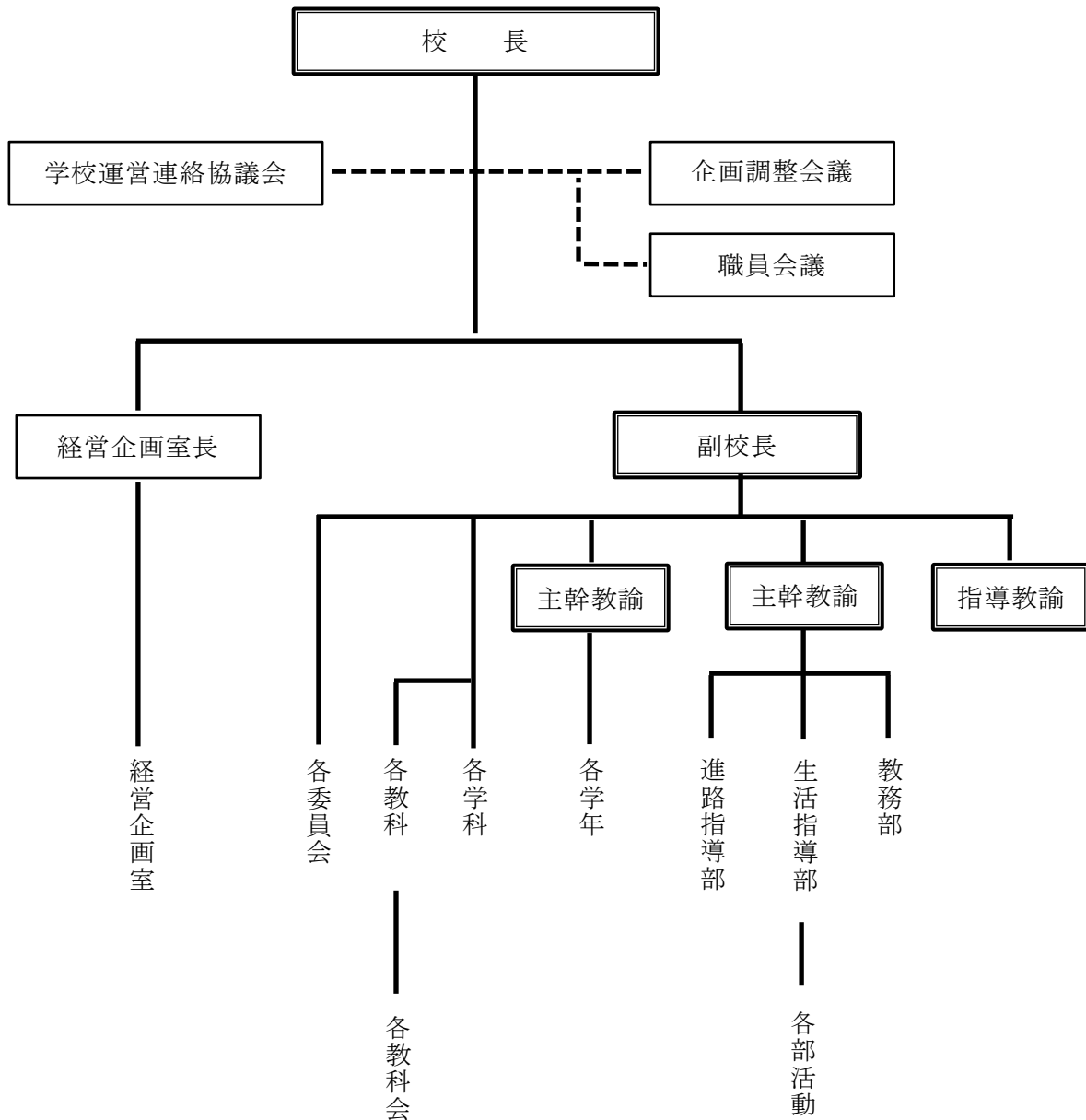
4 評価委員会

本協議会の中に校長が委嘱する協議委員と内部委員をもって組織する評価委員会をおき、保護者、生徒、地域住民等を対象とした評価活動を実施する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

#### 第14 分掌組織図

分掌組織図は、別表のとおりとする。



## 第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

## 第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

## 第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

### 附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。